

〈作成参考例〉

〇〇〇〇（施設名）原子力防災計画（原子力災害時避難計画）

第1 総則

（目的）

- 1 この計画は、〇〇市（町）地域防災計画、〇〇市（町）避難計画及び石川県地域防災計画に基づき、〇〇〇〇（以下、「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、志賀原子力発電所の原子力災害から、入居者を安全かつ迅速に避難等させることを目的とする。

（施設長の役割）

- 2 施設長は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（施設職員の役割）

- 3 施設職員は、施設長の指揮のもと、入居者の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（入居者の役割）

- 4 入居者は、原子力災害から身を守るため、施設長及び施設職員の指示に従うものとする。

（関係機関等との連携協力）

- 5 原子力災害対策の実施については、市町、県、関係団体・施設、入居者の家族、近隣の施設、町内会、自主防災組織、住民、ボランティア等と十分連携協力して行うものとする。

第2 平常時の対応

（関係機関や職員間の連絡体制の整備）

- 6 施設長は、原子力災害に備え、緊急時における関係機関の緊急連絡先一覧（別表1）及び職員間の防災連絡網（別表2）をとりまとめ、職員間で共有するとともに〇〇（※複数箇所が望ましい）に保管するものとする。

参照：高齢者施設・障害者施設・児童福祉施設における原子力防災計画作成指針
（以下、指針という）
P7 第2章 1 連絡体制等の整備
（1）施設内外の連絡体制の整備

（組織体制の整備）

7 施設長は、災害時の命令・指揮が円滑に行われる体制を整備するために、職員別の役割分担を別表3のとおり定めるとともに総括責任者及び班単位のリーダーを定めるものとする。

(職員が少数時の対応)

8 施設長は、休日や夜間など、職員の配置が少なくなる場合に備え、職員の参集基準(別表4)を定めるものとする。

参照：指針 P9 (2) 組織体制の整備

(入居者情報の整理)

9 施設長は、避難や支援が必要になった場合に備え、入居者に関する必要な情報(常備薬や家族連絡先等)をまとめた、救護用入居者等一覧(別表5)、入居者を安全確実に家族等に引き渡すための、緊急時連絡・引き渡しカード(別表6)を準備し、〇〇(※複数箇所が望ましい)に保管するものとする。

参照：指針 P11 (3) 救護用入居者等一覧の作成
14 3 家族等への引き渡しの準備

(避難所・避難手段の確保)

10 (1) 施設長は、市町等と連携して、あらかじめ避難所、避難経路を定めるとともに、避難経路の危険箇所や車両等による所要時間を把握しておくこととする。

(※避難所が未定の場合)

なお、避難所については、〇〇市(町)(※貴施設が所在する市町)住民の避難先である〇〇市(町)に所在する福祉施設に避難するものとする。

<参考：石川県指定避難先市町>

避難市町	輪島市	穴水町	志賀町	七尾市	羽咋市	宝達志水町	中能登町	かほく市
↓								
受入市町	輪島市	珠洲市	能登町 白山市	能登町 金沢市	金沢市	金沢市	津幡町	かほく市

(2) 施設長は、避難の際に使用する車両について、事前に必要数を割り出し、施設車両や職員車両のほか、不足する場合には、市町等と連携して確保を図るとともに、車両までの移送用具、介助員の確保等に努めるものとする。

参照：指針 P12、13 2 避難所・避難経路の設定、避難手段の確保

(施設・設備の対策、備蓄)

11 施設長は、入居者の安全な避難経路を確保するとともに、屋内退避等に備え、通信手段、自家発電装置、窓の気密性確保のための対策等の確保に努めるとともに、食料・飲料水・医薬品等を備蓄し、備蓄リスト(別表7)、避難に備え、持ち出し品を準備しておくものとする。

参照：指針 P9 ②非常時の連絡手段の検討
P16 4 施設・設備等の対策

（防災訓練の実施）

- 1 2 施設長は、緊急時に安全かつ迅速な避難を実現するため、休日・夜間を想定した訓練、市町・県の訓練への参加等を計画・実施するとともに、職員の防災意識の向上を図るものとする。

参照：指針 P19 5 防災訓練の実施

第3 災害時の対応

（災害対応組織の設置）

- 1 3 （1）施設長は、市町等から、志賀原子力発電所での原子力災害に関する情報を入手した場合には、施設内に7によりあらかじめ定めた施設長を総括責任者とする災害対応組織を設置する。
- （2）災害対応組織は、総括責任者、情報班、安全確認班、避難誘導班、救護班、応急物資班、地域班で編制し、各班は、別表3の役割分担に基づき行動するものとする。

参照：指針 P20 第3章 原子力災害発生時の対応

（情報の収集・伝達）

- 1 4 （1）原子力災害に関する情報を収集した者は、速やかに情報班に報告しなければならない。
- （2）情報班は、原子力災害の情報を収集した場合は、直ちに総括責任者に報告するとともに、別表1の緊急連絡先一覧をもとに、市町の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、施設の現況、支援要請等を伝達する。
- （3）情報班は、総括責任者の指示のもとに、別表2の防災連絡網により、非番職員に総括責任者の指示等を連絡するとともに、入居者の家族等に入居者の情報を伝達するよう努める。

参照：指針 P20 1 市町等との情報の収集・伝達

（屋内退避準備）

- 1 5 総括責任者は、市町から屋内退避準備の情報連絡があった場合、各班を指揮し、入居者や職員の所在確認、入居者へ災害状況等の情報伝達を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた対応を行う。

入居者を家族へ引き渡す場合は、緊急連絡・引き渡しカード（別表6）を活用し、安全確実に引き渡す。

(屋内退避)

- 16 総括責任者は、市町から屋内退避指示があった場合はその指示に基づいて、または、市町と連絡がつかない場合等には総括責任者の判断により、各班を指揮し、屋内退避を実施するとともに、避難準備を開始する。

参照：指針 P21 2 屋内退避準備、屋内退避実施

(避難準備)

- 17 (1) 総括責任者は、市町からの避難準備の情報連絡があった場合、または、総括責任者の判断により、参集基準(別表4)に基づき職員を招集し、非番の職員は家族等の安全が確保され次第参集する。
- (2) 各班は、別表3の役割分担により、担当業務の内容を確認するとともに、速やかに避難できるよう、避難先への連絡、避難手段・避難支援人員の確保、入居者の状態の把握、持ち出し品の確認、施設・設備の安全点検を行う。
- (3) 応急物資班は、救護用入居者等一覧(別表5)や緊急連絡・引き渡しカード(別表6)を持ち出す準備をする。
- (4) 避難誘導班は、入居者の安全確認を行うとともに、入居者に原子力災害や避難等の防護措置に関する正確な情報を伝達する。

参照：指針 P21 3 避難準備、避難実施
(1) 避難準備

(避難)

- 18 (1) 総括責任者は、市町から避難の指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入居者及び職員を避難させる。
- (2) 入居者は職員の指示に従うものとする。
- (3) 情報班は、避難先施設及び入居者の家族に出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。
- (4) 避難誘導班は、避難車両に同乗して移動中の入居者のケアを行う。
- (5) 避難誘導班は、避難先施設に到着後、総括責任者に連絡する。
- (6) 応急物資班は、避難先施設で使用する物資、資機材等を搬送する。
- (7) 総括責任者は、入居者を避難させた場合には、市町に報告する。

参照：指針 P22 (2) 避難実施

【「医療機関における原子力災害時避難計画」作成ガイドライン】

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/hinankeikakugaidorai>

(避難所での生活)

- 19 職員は、入居者の健康状態を確認するなど体調管理を行うとともに、心身の変調が著しい入居者に対しては、市町と調整し、医師やカウンセラーの受診、介助員の派遣や受け入れ可能な医療機関への入院を検討・要請する。

参照：指針 P22 (3) 避難所での生活

緊急連絡先一覧の様式例（別表1）

区分	機関名		所在地	電話番号	F A X	備考
自治体担当課	〇〇市（防災担当課）					
	〇〇市（福祉担当課）					
	〇〇県（施設担当課）					
消防	〇〇消防署					
警察	〇〇警察署					
避難所	避難	施設名： （市町指定 の施設、協 定締結施設 ※ 等）				
	屋内退避	施設名：				
救護	〇〇病院、嘱託医					
	（協力施設）〇〇園					
	上部団体					
	〇〇町会	町会長 防災担当				
ライフライン	電気	〇〇電力〇〇支店				
	ガス	〇〇ガス株式会社				
	水道	〇〇市企業局				
	通信	N T T 西日本〇〇支店				
給食業者						
日常取引先	薬局等					

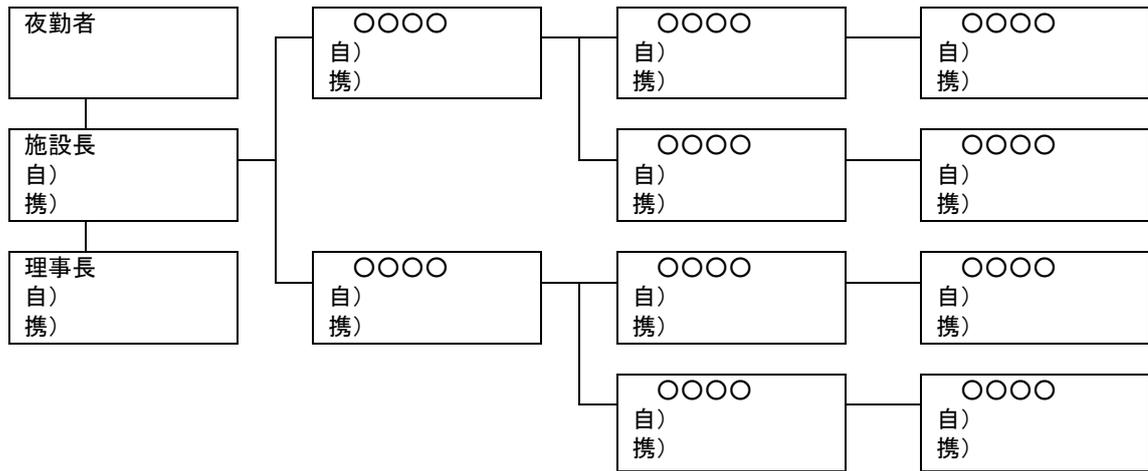
（注）緊急連絡先一覧は、例示以外にも日常生活で関わる全てをリストアップしておいてください。

※ 県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と入居者等の受入れに関する災害協定を締結している場合は当該施設について記載してください。

職員間の防災連絡網の様式例（別表2）

役職名	氏名	住所	自宅電話	メールアドレス	携帯電話	通勤時間
理事長						車 30分
施設長						徒歩 5分
介護支援専門員						車 20分
看護職員						自転車 7分
介護職員						車 10分

緊急連絡系統図の様式例



役割分担の例（別表 3）

総括責任者 施設長：○○	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の実施について指揮
情報班 班長：△△△△	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・市町等との連絡調整、支援要請 ・職員への連絡（施設外にいる職員にも参集等連絡） ・入居者等の家族等への連絡 ・避難先施設への連絡 ・マスコミへの取材対応・情報提供
安全確認班 班長：□□□□	<ul style="list-style-type: none"> ・窓・ドア等を閉め、エアコン等空調設備・換気扇を止める ・火元の点検、ガス漏れ有無確認 ・施設・設備の安全点検
避難誘導班 班長：●●●●	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者等の安全確認 ・入居者等への災害情報の伝達 ・入居者等の屋内退避準備・屋内退避誘導、避難準備・避難誘導 ・入居者等の家族等への引き渡し
救護班 班長：☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出・応急手当、医療機関との連絡調整・移送
応急物資班 班長：▼▼▼▼	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち出し品の確認 ・食料・飲料水・資機材等の確保
地域班 班長：◆◆◆◆	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民等への協力要請

（注）班編成や役割分担については、各施設の実情にあわせて作成してください。

職員参集基準の例（別表 4）

配備体制	配備基準（市町から以下の連絡を受ける）	出勤区分
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 ・県内において大津波警報が発表されたとき。 ・原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき。 ・発電所で事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市町が認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及びあらかじめ定められた災害対応各班長は、施設に出勤
第 1 次災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が発電所長から特定事象発生 of 通報を受けたとき。 ・県の環境放射線観測局で特定事象に該当する放射線量を観測したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及びあらかじめ定められた災害対応各班長は、施設に出勤 ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤
第 2 次災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及びあらかじめ定められた災害対応各班長は、施設に出勤 ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤

（注）あくまで参考ですので、各施設で検討の上作成してください。

（出典）県地域防災計画 原子力防災計画編より作成

治療時に必要な情報等も記載しましょう
(傷病記録、アレルギー、血液型など)

救護用入居者等一覧例（別表5）

氏名	生年月日	内服薬	要介護度	認知症自立度	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項	介護担当者
〇〇〇〇	S2.4.1	●●	3	Ⅲa	〇〇▽▽ (子)			

緊急時連絡・引き渡しカード（別表6）

入居者	フリガナ		年齢	
	氏名		生年月日	
留意事項	既往歴		生活機能に関する留意事項	
	現病歴		リスク管理	
	血液型		服薬状況	
	栄養・運動			

身元引受人	フリガナ		自宅電話	
	氏名		携帯電話	
	住所		勤務先住所	
	入居者等との間柄		(勤務先等)緊急連絡先	

入居者等引き渡し確認事項

	引き渡し場所	引き取り人	続柄	確認方法	引き渡し責任者
1					
2					

引き取り人の明細

氏名	①	②	③
住所			
電話番号			
勤務先			
緊急時の連絡方法			
身元引受人となる場合その理由			

備蓄リスト記載例（別表7）

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所
食料等	米			
	非常食			
	飲料水			
	鍋			
	茶碗			
	カセットコンロ			
	ポリ容器等（生活用水）			
医薬品等	医薬品			
	衛生器具（血圧計、体温計等）			
	衛生材料（おむつ等）			
情報機器	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話（充電器含む。）			
	拡声器			
	無線機			
照明	懐中電灯			
	ローソク（ローソク台を含む）			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資機材	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	防災用マッチ			
	新聞紙			
移送用具	車いす			
	乳母車			
	リアカー			
	おんぶ紐			
	担架			
	ストレッチャー			
作業機材	スコップ			
	合板			
	のこぎり			
	釘・金槌			
	軍手			
	長靴			
避難・屋内退	マスク（タオル、ハンカチでも可）			
	コート			
	手袋			
	ビニールシート			
	目張り用テープ			
	地図			

避 用 具	テント			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
	下着			
	簡易トイレ			
	雨具			

(注)・頻繁に使用する物資等は施設建物内に置いてください。

- ・上記品目はあくまで例示ですので、各施設で必要に応じた備蓄品リストを作成してください。